

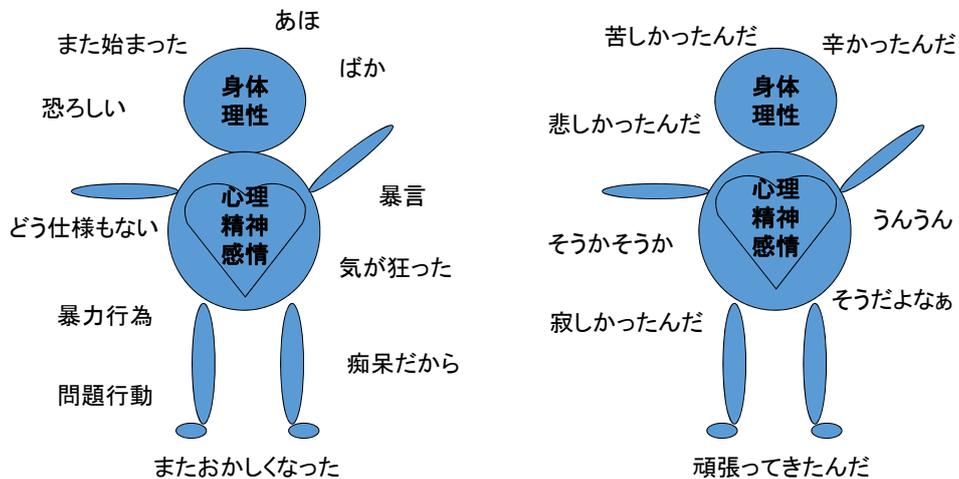
権利擁護についての研修会

1

平成26年度調査報告

厚生労働省

私たちは身体(肉体)・精神(心)・魂(本能・感性)で
感じ生きている存在だとすると



『痴呆』という言葉を使っていた時の意味 (周囲からの刻印・レッテル)

- わけのわからないことをする人
- 気が狂った人
- とんちんかんなことをする人
- どうしようもない人
- 周囲を困らせる人
- 問題な老人
- etc

『認知症』の時代

「痴呆」という呼称が「認知症」という呼称に替わったこと自体は、ある意味社会的な前進であったと思いますが、痴呆の呼称が替わったからといって、その言葉(ばかげたことをする人呼ばわりしなくなった)を使わなくなったというだけ、まだまだ社会的には「ばかげたことをする人あつかいしている」人はいると思います。(専門職も含めて)

本質は、未だ解決していないのが現状です。

『私たちの不思議？』

- 軽度の定義～自分たちの思うようになる年寄り若しくは、おとなしい何も問題のない年寄り
- 重度の定義～自分たちの思うようにならない年寄り若しくは問題のある年寄り
- 問題の有無の定義～自分たちが安心(思い通りになる人、自分たちの言うことを聞いてくれる人、静かに一日黙って座ってくれている人、自分たちがやってもらいたい役割を気持よくやってくれる人、そもそも帰るなどと言わない人等々)してみれるかみれないかの違い

人の姿と認知症

- 姿の捉え方からスタート

どんな姿かと思っているかがその後の関わりや支援(介護・ケア)に影響する

視点(姿の捉え方)は認識を創造し
認識は経験を創造する

そもそも 権利擁護とは何か？

水沼 功 氏

札幌弁護士会・高齢者障害者支援委員会 副委員長

IGM法律事務所 弁護士

高齢者虐待、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

• 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の養護に資することを目的とする。

高齢者虐待防止法の立法趣旨

いま、高齢者虐待は深刻な状況にあります。高齢者が人間らしく生きていくには、虐待を防止することが極めて重要です。自分の思っていることを、うまく整理して、人に伝えることのできない高齢者が多くいることを考えると、その高齢者の「声なき声」を上手に汲み上げる社会を目指す必要があります。そういう社会を目指すために、高齢者虐待防止に対する国や地方公共団体の責任、高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図る支援措置などを定めることによって、虐待を直接防止する取組や、養護者の支援などの取組を積極的に行うためにこの法律を作りました。

あらためて 権利擁護とは

- 自分の思っていることを、うまく整理して、人に伝えることのできない高齢者の「声なき声」を上手に汲み上げること。
- そういう社会を目指してゆくこと。

高齢者虐待防止・養護者支援法

- 高齢者虐待の定義
高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態におかれること
- 施設や事業所の職員による虐待も対象
- 市町村が虐待防止の主たる担い手
地域包括支援センター
- 通報の義務化
- 養護者(介護者)支援の視点
市町村は養護者に対する相談・助言・指導、必要な居室の確保を行う

権利を擁護するいくつかの制度

- 日本国憲法
- 社会福祉法
- 介護保険法
- 高齢者虐待防止・養護者支援法
- 成年後見制度(民法)
- 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)
- 苦情解決
- サービス評価と介護情報の公表
- 身体拘束禁止
- 安全配慮義務

※参考にした分類:三瓶徹(四恩園特養部施設長・北広島)

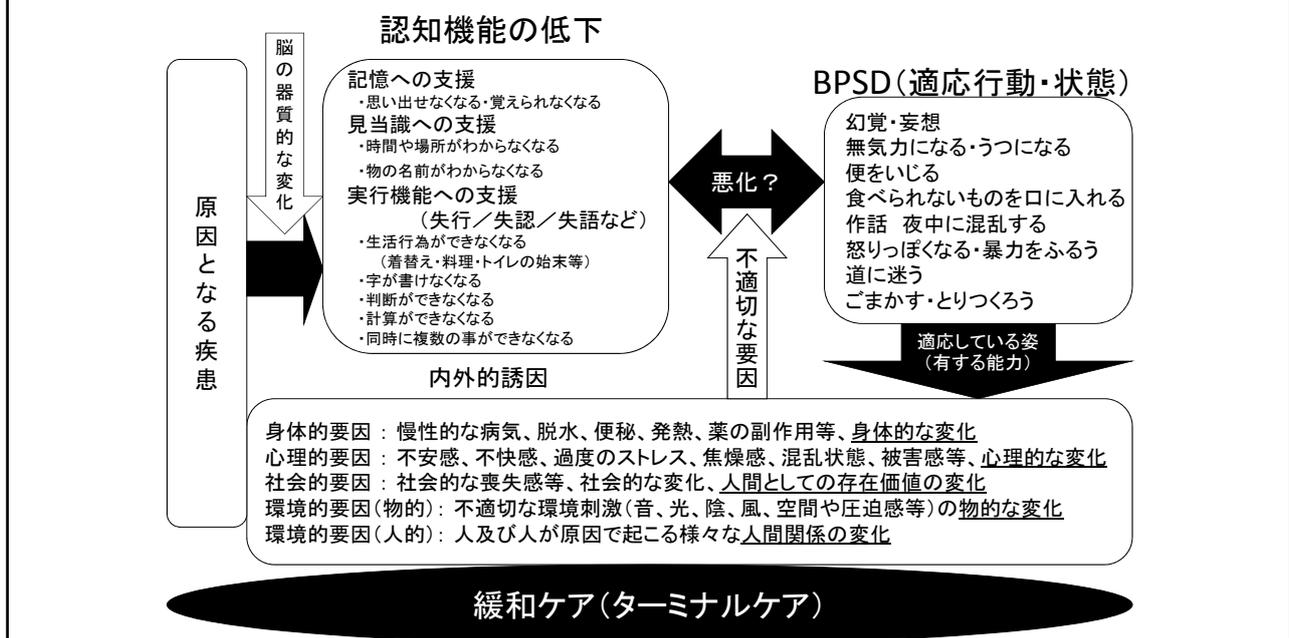
高齢者虐待の定義

身体的虐待	身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴力を加えること
ネグレクト	衰弱させるような著しい減食、長時間の放置/(養護者)同居人の虐待行為の放置等養護を著しく怠る/(従事者)職務上の義務を著しく怠る
心理的虐待	著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他著しい心理的外傷を与えること
性的虐待	わいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること
経済的虐待	財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

虐待の種類	介護サービス職員による高齢者虐待の具体例
身体的虐待	叩く・つねる・引っかく・火傷を負わせる・髪を引っ張る・無理に食事を口に押し込む・車椅子などへの移乗介助の際に乱暴に扱うなど
心理的(情緒的精神的)虐待	無視する・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・子ども扱いをする(言葉づかいを含む)・にらむ・からかう・排泄の失敗の際に人前で恥をかかせる・排泄介助の際「また出たの!」「臭いね!」などと言う・入居者個人のプライバシーを暴露する など
経済的(金銭的・物質的)虐待	ティッシュペーパーなど入居者の私物を勝手に使う・預かった貴重品や衣類等を失くしてしまう・金銭管理が粗雑である・入居者の預貯金で無断で使う(入居者が使用する物品であっても)・入居者の財産を横領する など
性的虐待	入浴時などで、男女の区別を明確にしない・失禁の際に、懲罰的に下半身を裸にして放置する・いたずらに性器を触る・勃起した男性入居者をからかう など ※身体に触れたかどうかは問題ではない
放棄・放任(ネグレクト)	入居者を不潔なまま放置する・十分な食事を与えない(不適切な栄養管理も含む)・必要な介護を行わない・必要な医療を受けさせない・施設内環境が不潔、乱雑、危険な状態となっている など

声なき声の発信者として
 声なき声の受信者として
 そもそも『認知症』とは何か？

『人』と『認知症』の相関図(仕組み図)



私達の影響される事柄

- 1) 病気の影響や、飲んでいる薬の副作用の影響
- 2) 身体的痛み、便秘、不眠、空腹などの不調による影響
- 3) 悲しみ・怒り・寂しさなどの精神的苦痛や性格等の心理的背景による影響
- 4) 音・光・味・におい・寒暖等の五感への刺激や、苦痛を与えていそうな環境の影響
- 5) 家族や援助者など、周囲の人の関わり方や態度による影響
- 6) 住まい・器具・物品等の物的環境により生じる居心地の悪さや影響
- 7) 要望・障害程度・能力の発揮と、アクティビティ(活動)とのズレの影響
- 8) 生活歴・習慣・なじみのある暮らし方と、現状とのズレの影響

不適応な行動や状態や姿として表現される時



虐待として起きやすい時

幻覚・妄想のある時
無気力になる・うつ状態の時
便を拭われた時
食べられないものを口に入れた時
作話・ごまかす・とりつくろわれた時
道に迷う・ウロウロ歩き回られた時
夜中に混乱した時
怒りっぽくなる・暴力をふるわれた時

虐待が起きる時

皆さんで具体的に考えてみませんか？

北海道内地域密着型サービス事業所
における虐待の具体的な内容につい
て
(21' ~ 23')

こんな時どうしますか？

- 食事の際、手づかみで食べている。
- 食事が遅い方がいる。

こんな時どうしますか？

- よく排泄の失敗をする方がいる。
- 自らすすんで意欲的に手伝おうとする。
- なかなか生活行為が思うようにできない方がいる。

こんな時どうしますか？

- 何度も同じことを訴えにくる方がいる。
- 夜間オムツ交換時に、熟睡しておられる方でしたが、尿で汚れていた。

こんな時どうしますか？

- 施設の代表者(施設長、管理者など)が乱暴な語りかけをしている。
- 他に処方された薬を、施設長またはリーダーの判断で、別の方に使用する。

こんな時どうしますか？

- 入居されている方の金銭など、勝手に立替払いのために使う。
- 他の方への威嚇的な態度や服薬時の抵抗などのある方に、たまりかねて頬を叩く。

こんな時どうしますか？

- 味付けをしていない食事。
- 言うことをきかない方がいる。
- 外に出たがる方がいる。

こんな時どうしますか？

- 苦手な方がいます。

こんな時どうしますか？

- 顔面に『あざ』ができています。

こんな時どうしますか？

- 折り紙が趣味な方がいます。

こんな時どうしますか？

- 大きな声を出す人がいます。

チームで合意形成しているか？
チームで共有しているか？
チームで同じ方向を向いているか？
又は、そうなるようそれぞれが努めているか？

権利擁護にとって
もっとも大切なこと

事件後、施設がとった改善措置

- 虐待、権利擁護研修の定期開催
- 接遇研修の定期開催
- カンファレンスの強化
- 職員間のコミュニケーション改善
- 人員体制の見直し
- 虐待事例に対する第三者による意見聴取
- ケアマネジメント会議の定期開催
- 事故報告体制の見直し
- 複数の者による金銭管理の徹底
- 管理者とケアマネージャーとの情報共有
- 事件に対する反省と再発防止策を徹底討議
- 内部評価制度の導入
- 医療連携による事故防止
- 職員研修計画の見直し
- 管理者による施設内巡回の強化（利用者及び職員の観察）

8つの背景と改善（別紙）

- ・経営者又は施設長など、トップとしての事業への適性・素質の改善
- ・無知がゆえに起こるであろう不適切なケアの改善
- ・義務付けされている評価事業の改善
- ・職能団体としての活用の改善
- ・地域社会と共に事業所運営を行う仕組みの促進と改善
- ・高齢者虐待防止法の無理解への改善
- ・個人の価値観及び他者の価値観との関係の改善（人間関係の改善）
- ・チーム力の欠如の改善（情報共有の改善）

これは虐待ですか？

1	高齢者が言うことをきかないので軽く叩いた
2	部屋に鍵をかけて外に出られないようにした
3	食事を食べないと体に悪いと思い、嫌がっていたが食べさせた
4	介護のストレスがたまり怒鳴ってしまった
5	何度も同じ話しをするので疲れて無視した
6	排泄を失敗したので外の人にわかるように布団を干した
7	おむつ交換の回数を知らないで少なくしていたら、皮膚疾患が悪化した
8	部屋を長い間掃除をしなかったためゴミが散らかりほこりがたまっている
9	「水を飲みたくない」と本人が言うので、飲ませなかったら脱水になった
10	便が出ないとかわいそうだと思い、お腹をマッサージしたが、嫌がって大声を出した

すべてが虐待の可能性

- この表現だけでは判断できない事例もありますが、どの事例も状況や程度によっては虐待との指摘を受ける可能性があります。
- また不適切なケアであるとの認識も必要です。

まとめ

37

歴史～これまで
実践～いま
未来～これから
全てはいま起こっていること

権利擁護の本質的な目的

- 身体拘束防止の根底には、高齢者の人権尊重に対する意識が必要である。
- 身体拘束にあたるか否か検討することではなく、また虐待にあたるか否かでもなく、ましてや「虐待で無ければやってよい」のではない。

39

虐待を未然に防ぐためには(本質)

- 「常に良いケア(支援)とは何か?を考える事によって、結果的に虐待が防止される」と言う考え方(哲学)をもつこと。
- しかもそれはチームで行うこと。
- そこから良いスパイラルを築いていくこと。

40

『爪切り』

昨年11月、グループホームで穏やかに生活していた91歳の母が2度目の脳梗塞を発症し、総合病院に緊急搬送された。

その後、私は往復2時間以上もかけて、母の見舞いを続けた。行く度に寝たきりに近づいていく母を見るのは、とても悲しく切なかった。

急性期も過ぎ、私自身の体力も考えて、通勤途中に寄れる近くの病院に転院できるようお願いした。

気になっていることがあった。タカの爪のように伸びた母の足の爪だ。新しい年が明けて早々、母は転院となった。爪はそのままに。転院して3日目、母の爪はきれいに切りそろえられていた。私はとてもうれしかった。

家族の思いとは、そういうことであり、人間の尊厳とは、そういうことであり。病院の質とは、そういうところにあると思えてならなかった。

私には、爪切りという小さな行為の中に、決して大げさではなく、全てが含まれているように感じられた。

終末が近ければ近いほど、大事なことは、高度な医療や技術ではなく、一人の人間として、どう向き合ってもらえるのかということではないだろうか。

近いということで希望した病院だったけれど、自分の選択にまちがいはなかったと満足している。

寝たきりの 母の爪切り 人として こ
こに居ると 生きているよと

お疲れ様でした。

これからも皆さんで共に考えていきましょう。